

物価高騰対策支援給付金のご案内

受給には手続きが必要です

給付金の支給額

- 1世帯あたり3万円
同世帯に属する18歳以下の子ども1名に対し2万円を加算

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。**※初回振込は3月10日予定**

支給対象

世帯全員が「**住民税非課税**」の世帯
○申請期限 令和7年3月31日(月)

給付金の支給手続き

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から長和町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
※確認書は、令和6年12月13日時点で住民登録のある市区町村から届きます。
- 中身を確認して、市区町村に**返信してください**。

【確認事項】

記載された給付金振り込み口座番号等に誤りがないか確認してください。



世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に
お住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



ご注意ください！

お問い合わせ

物価高騰対策支援給付金に関する、不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

保健福祉課福祉係
「物価高騰対策支援給付金」窓口
受付時間 平日8:30~17:15



0268-75-2074